

2026 年 10 月 1 日

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止対策について

長島・大野・常松法律事務所

長島・大野・常松法律事務所では、スタッフの採用活動等における、求職者等（※）に対するセクシュアルハラスメントの防止に取り組んでおります。

求職者等の皆様が安心して選考等に参加することができるよう、以下のとおりルールを定めております。

※ 求職者等とは、当事務所の求人に応募する方に加え、応募しようとする方を含みます。

【採用活動等における当事務所の取り組み】

1. 当事務所では、「長島・大野・常松法律事務所 人権ポリシー」を定め、ハラスメントの防止についても、所員に対する周知・啓発を継続的にを行っています。
2. 採用活動等におけるルール
 - ・ 面談・面接、職員訪問は、当事務所会議室、執務スペース等、事務所が指定した場所（外部主催のイベントの場合、主催者の指定した場所を含む）で実施し、オンラインの場合も事務所指定のオンラインツールを利用します。
 - ・ 連絡は、事務所が契約する電話、メール、オンラインサービス等、事務所指定のツールを利用します。
 - ・ 面談・面接、職員訪問以外の採用活動等についても同様のルールで実施します。

【相談窓口について】

当事務所の採用活動において、万が一、所員から意に反する性的な言動その他セクシュアルハラスメントに該当するおそれのある言動を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、適切に対応します。ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、適切に対応します。

[求職者等に対するセクシュアルハラスメントのご相談について](#)